



Title	「ロシア共和国相続法」邦訳
Author(s)	五十嵐, 清, 佐保, 雅子
Citation	北大法学論集, 21(4), 131-140
Issue Date	1971-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27909
Type	bulletin (article)
Note	資料
File Information	21(4)_P131-140.pdf



[Instructions for use](#)

資料

「ロシア共和国相続法」邦訳

五十嵐 清
佐保 雅子

おことわり

本稿は「ロシア共和国民法典」第七編全文の邦訳である。昭和四五年度の比較法学会のテーマは「各国相続法の比較」であったが、その際、ロシア共和国について佐保が分担させていただいた。この報告の内容は、近く発行される「比較法研究」三三二号に掲載の予定であるが、同誌の紙数の関係から条文の翻訳を付すことが

できないため、本論集に掲載することにしたわけである。本稿はこれまでわれわれ兩名がすすめてきた「ロシア共和国民法典」邦訳の作業の一環をなすものであるが、重複を避けるため解説を省略したことをおことわりする次第である。

なお、五十嵐の留学のため中断していたわれわれの訳業はほぼ完成しており、本論集の紙数に余裕ができた次第逐次発表の予定である。

「ロシア共和国相続法」邦訳

第七編 相続法

第五二七条 相続の基礎

① 相続は、法律、および、遺言によって行われる。

② 法定相続 [наследование по закону] は、遺言により変更されない場合、および、その限度において行われる。

③ 法定相続人 [наследник по закону]、および、遺言相続人 [наследник по завещанию] のいずれも存在しない場合、または相続人の何人も相続を承認しない場合、またはすべての相続人が遺言者により相続 [の権利] を剥奪されている場合には、死者の財産は相続権により国庫に移転する。

第五二八条 相続開始のとき

被相続人の死亡日をもって相続開始のときとする。ただし、被相続人の死亡宣告の場合には、本法典第二十一条第三項にさだめる日とする。

第五二九条 相続開始の場所

被相続人の最後の恒常的住所(第一七条)をもって相続開始の場所とする。ただし、恒常的住所が知れない場合には財産またはその主要部分の所在地とする。

第五三〇条 相続人たり得る市民

① 以下各号にさだめる市民は相続人たり得る。

1 法定相続の場合には、被相続人の死亡時まで生存していた市民、および、その死後に出生した被相続人の子

2 遺言相続 [наследование по завещанию] の場合には、被相続人の死亡時まで生存していた市民、および、その生存時に懐胎され死後出生した市民

第五三一条 相続権を有しない市民

① 被相続人もしくはその相続人のうちの何人かにたいして、または遺言により表示された被相続人の最終の意思の実行にたいしてむけられた違法行為自体により、自ら相続人たることを可能ならしめた市民は、かかる事情が裁判手続きにより確定された場合には、法律および遺言のいずれによっても相続する権利を有しない。

② 子との関係で親権を剥奪され相続開始のときにこれを回復されていらない親は、当該の子について法律による相続をなし得ない。法律により課せられた被相続人の扶養 [содержание] 義務を悪意で回避 [уклонение] し、かかる事情が裁判手続きにより確定された場合における親および成年の子についても同

様である。

③ 本条第一項の規定は遺言による負担〔Завещательный от-каз〕(第五三八条)にかんする権利についてもこれを準用する。

第五三二条 法定相続人

① 以下各号にさだめる者は、法定相続につき平等な持分による相続人となる。

1 第一順位として、死者の子(養子を含む)、配偶者および親

(養親を含む)、ならびに、死後に出生した死者の子

2 第二順位として、死者の兄弟姉妹、父方たると母方たるとを問わずその祖父母

② 第二順位の相続人は、第一順位の相続人のないとき、または、

第一順位の相続人が相続を承認しないとき、または、第一順位のすべての相続人が遺言により相続権を剥奪されているときにかぎり、法律による相続をなし得るものとする。

③ 死者の死亡前一年をこえてその扶養〔кормление〕をうけていた労働能力を有しない者は、法定相続人とされる。かかる者は、他の相続人がある場合にはこれとならんで同一順位において相続するものとする。

④ 被相続人の孫および曾孫は、相続開始のときに相続人たるべ

き親が生存していない場合には、法定相続人となる。かかる者は死亡した親が法定相続により受くべかりし持分につき平等に相続する。

⑤ 養子およびその卑属は、養子の親〔実親〕および他の血族たる尊族親ならびに兄弟姉妹の死後、これを相続しない。

⑥ 養子の親および他の血族たる尊族親ならびに兄弟姉妹は、養子の死後、これを相続しない。

第五三三条 家具および家庭日用品の相続

家具および家庭日用品は、「相続」順位および相続分とかわりなく被相続人死亡まで一年以上これと同居していた法定相続人に移転する。

第五三四条 自己の裁量によりその財産を遺贈する市民の権利

① すべての市民は、遺言により、自己の財産の全部または一部を(家具および家庭日用品を除外することなく)、法定相続人とすると否とを問わず一人または数人の者、ならびに、国家または個々の国家的・協同組合的および社会的機関にのこすことができる。

② 遺言者は、遺言中において、法定相続人の一人、数人あるいは全員の相続権を剥奪することができる。

料 第五三五条 相続財産についての遺留分〔СОБРАТЕЛЬНАЯ ДОЛЯ〕

の権利

資 被相続人の未成年の子および労働能力のない子(養子を含む)、
ならびに、労働能力のない配偶者・親(養親)を含む)および死
者の扶養をうけていた者は、遺言の内容とかわりなく、法定
相続にあたりかかる者に移転さるべき持分の三分の二を下るこ
となき〔財産を〕相続する(遺留分)。遺留分の価額の決定に際し
ては家具および家庭日用品をもって構成される相続財産の価額
〔について〕も考慮するものとする。

第五三六条 相続人の予備的指定

遺言者は、遺言中において自己が指定した相続人が相続開始
前に死亡し、または、相続を承認しない場合における他の相続
人を指定することができる。

第五三七条 遺贈されなかつた部分の財産の相続

① 遺贈されなかつた部分の財産は、本法典第五三二条および第
五三三条の手続きにより相続人となる法定相続人の間で分配さ
れる。

② 「前項の」相続人には、財産の他の部分が遺言によりのこされ
た法定相続人も含まれる。ただし遺言により別段のさだめある

場合にはこのかぎりでない。

第五三八条 遺言による負担

① 遺言者は、遺言相続人にたいして一人または数人の者(ОДИН
КАЗНОУЧАТЕЛЬ 受益者)のために何等かの義務(Собствен-
ный отказ 遺言による負担)の履行を課すことができ、か
かる〔受益〕者はその履行を請求する権利を得る。受益者たり
得る者は法定相続人たると否とを問わない。

② 遺言者は、住居の移転をうけた相続人にたいして当該の住居
またはその一定の部分を他の者の終生の利用に供する義務を課
すことができる。住居またはその一部の所有権のうちに移転し
た場合においても終生利用権はその効力を保持する。

③ 負担の履行を遺言者によって課せられた相続人は、被相続人
の債務のうち自己の引受分を控除し自己に移転した相続財産の
実際の価額の限度においてのみこの履行を義務づけられる。

④ 負担の履行を課せられた遺言相続人が相続財産について遺留
分の権利を有する場合には、遺留分の範囲をこえて自己に移転
した相続財産の価額の限度においてのみ負担を履行する。

⑤ 負担の履行を課せられた者が相続開始前に死亡した場合は、お
よび、「この者が」相続を承認しない場合には、負担の履行義務

はその持分が移転した他の相続人に移転する。

第五三九条 相続人にたいする公益を目的とする行為遂行の賦課

遺言者は、公益目的の実現を志向する何等かの行為の履行を相続人に課することができる。これらの行為が財産的性格をおびている場合には、本法典第五三八条の規定が準用される。

第五四〇条 遺言の公証方式

遺言は、成立の場所およびときを明示した文書として作製されなければならない。遺言者の自筆により署名され、さらに公証人により認証されなければならない。

第五四一条 公証〔遺言〕とみなされる〔приравни〕遺言

以下各号の遺言は公証遺言とみなされる。

- 1 帰属する軍部の統卒部によって認証された軍人の遺言
- 2 ソビエト連邦の旗を掲げて航行中の海上または河川の船舶中に在る市民の遺言で航行中の船舶の船長によって認証されたもの

3 病院・軍用病院・療養所・他の常設の医療施設および廃

病院において療養中の市民の遺言で院長・医長〔врачине〕

または宿直医によって認証されたもの

4 実地踏査・北極地方等の学術探険に従事する市民の遺言

で探険隊長によって認証されたもの

第五四二条 他者による遺言の代署

遺言者が身体的欠陥・病気または他の理由により遺言に自筆の署名をなし得ない場合には、遺言はその申立により公証人または他の公務員（第五四一条）の立会のもとで遺言者が遺言に自筆の署名をなし得ない理由を摘示して他の者により署名され得る。

第五四三条 遺言の撤回および変更

- ① 遺言者は、いつでも新しい遺言を作成し、さきになされた遺言を変更または撤回することができる。
- ② のちに作成された遺言はさきに作成された遺言を完全に、または、それがのちに作成された遺言と抵触する部分について撤回するものとする。
- ③ 遺言者は公証役場にたいする申立書の提出という方法によっても、同様に、遺言を撤回することができる。

第五四四条 遺言の執行

- ① 遺言の執行は遺言中で指定された相続人の義務とされる。
- ② 遺言者は、相続人でない〔者〕を遺言中で〔指定し、〕指定された者（遺言執行者）に遺言の執行を委任することができる。かか

料 なる場合においては、遺言書自体の表書、もしくは遺言書に添付

された申立書中表示された執行者の合意を必要とする。

資 第五五条 遺言執行者の権限

① 遺言執行者は、遺言の執行のために必要なあらゆる行為をなす権利を有する。

② 遺言執行者は遺言の執行についての自己の行為につき報酬をうけない。ただし、相続財産の保存および管理につき出捐された必要経費にかんしては相続財産の計算において補償をうける権利を有する。

③ 遺言執行者は、遺言の執行について、相続人の請求によりこれに報告書を提出しなければならない。

第五四六条 相続の承認

① 相続財産の取得のためには相続人はこれを承認しなければならない。条件付または留保〔*for so long as*〕付〔でなす〕相続の承認はゆるぎされない。

② 相続人が事実上相続財産の占有をはじめたとき、または、相続開始地の公証機関に相続承認の申立書を提出したときは、相続人が相続を承認したものとみとめられる。

③ 本条にさだめる行為は相続開始の日から六カ月以内になされ

なければならない。

④ 他の者が相続を承認しない場合にのみ相続権が発生する者は、相続の承認〔のためにさだめられた〕期間の残余部分の経過までに相続を承認することに合意する旨の申立をなすことができる。ただし、かかる〔残余〕部分が三カ月に満たない場合には、三カ月まで伸長するものとする。

⑤ 承認された相続財産は、相続開始のときから相続人に帰属していたものとみなされる。

第五四七条 相続の承認の期間の伸長

① 本法典第五四六条にさだめる相続の承認の期間は、裁判所が期間徒過の理由を相当とみとめた場合には、裁判所によって伸長される。相続を承認した他のすべての相続人の合意のある場合には、さだめられた期間の経過のちといえども、かつ、裁判所にたいする申立がなくとも、相続を承認することができる。

② かかる場合には、相続の承認の期間を徒過した相続人にたいしては、他の相続人によって取得されたか、または、国庫に移転した財産で当該の者が受くべきであったもののうち現物で保管されているもの、および、当該の者が受くべきであった財産の他の部分〔現物で保管されていない部分〕の〔うち〕現金化によ

り得られた金銭資産のみが移転する。

第五四八条 相続承認権の移転

① 法律または遺言による相続をなすべき相続人が、相続開始のちさだめられた期間（第五四六条）内にこれを承認し得ずに死亡した場合には、当該の者が受くべき相続分を承認する権利はその相続人に移転する。

③ 死亡した相続人の権利は相続の承認のためにさだめられた期間の残余部分を期限として、一般原則にもとづきその相続人により行使され得る。かかる「残余」部分が三カ月に満たない場合には、三カ月まで伸長するものとする。

第五四九条 他の相続人の出現以前に相続財産の占有または管理に着手した相続人の権利

① 他の相続人の出現をまたずに相続財産の占有または管理に着手した相続人は、相続開始の日から六カ月を経過する以前または相続権についての証明書を受領する以前に、相続財産を処分する（売却すること、担保に供すること等）ことを得ない。

② 前項にさだめる期間の経過前、あるいは、相続権についての証明書を受領する以前には、相続人は、以下各号に掲げる支出にかぎり相続財産の計算において行うことができる。

1 被相続人の病氣中その看護のための費用、およびその埋葬のための費用を支弁するため

2 被相続人の扶養をうけていた市民を扶養するため

3 労働賃金についての請求、および、これに準ずる請求を満足させるため

4 相続財産の保存、および、管理のため

第五五〇条 相続の放棄

① 法定または遺言相続人は、相続開始の日から六カ月の期間内に相続を放棄することができる。かかる場合には、放棄者は、法定相続人（第五三二条）または遺言相続人（第五三四条）中の他の者のために、国家、または、個々の国家的・協同組合的および社会的機関のために放棄する旨を指示することができる。

② 相続人が何人のために相続の放棄をなすかにつき指示のない相続の放棄は、相続の不承認と同一の効果を招来する。

③ 相続人が相続開始地の公証役場に、相続承認の申立書または相続権についての証明書交付の申立書を提出した場合には、相続の放棄はゆるぎない。

④ 相続の放棄は、相続開始地の公証役場にたいして相続人が申立書を提出することによって行われる。

料 第五五一条 相続分の増加

資

① 法定または遺言相続人が相続を承認しない場合、および、遺言者により相続権を剥奪されている場合には、その相続分は法定相続人に帰属し、かかる者の間で平等な持分において、分割される。

② 被相続人が自己のすべての財産をその指定した相続人に遺贈している場合には、離脱した〔отвавший〕相続人の受くべき相続分は他の遺言相続人に帰属し、かかる者の間で平等な持分において分割される。

③ 本条の規定は、相続人が、他の相続人、国家、国家的・協同組合的および社会的機関のために相続を放棄した場合（第五五〇条）、または、離脱した相続人に、相続人の予備的指定がなされている場合（第五二六条）には適用されない。

第五五二条 相続財産の国家への移転

① 以下各号に掲げる場合には、相続財産は相続権にもとづいて国家に移転する。

1 財産が国家に遺贈されている場合

2 被相続人が法定相続人も遺言相続人ももたない場合

3 すべての相続人が遺言者により相続権を剥奪されている場合

合

4 相続人の何人も相続を承認しない場合（第五四六条、第五五〇条）

② 相続人中のいずれかの者が国家のために相続を放棄した場合には、当該の者が受くべき相続財産の持分は国家に移転する。

③ 法定相続人のない場合において被相続人の財産の一部のみが遺贈されているときは、残余の部分が国家に移転する。

④ 本条の規定する場合には、相続財産を構成する著作権、または、放棄した相続人に帰属する著作権報酬の持分についての権利は消滅する。

第五五三条 被相続人の債務にたいする相続人の責任

相続を承認した相続人は、自己に移転した相続財産の現実の価額を限度として被相続人の債務につき責を負う。本法典第五五二条の手続きにより財産を受領した国家は、同一の事由につき責を負う。

第五五四条 債権者による請求申出〔предъявление〕の手續

① 被相続人の債権者は、相続開始の日から六カ月以内に、相続を承認した相続人・遺言執行者もしくは相続開始地の公証役場に自己の請求を申出ること、または、相続財産にたいして裁判

所に訴を提起することができる。

- ② 「前項の」請求は、当該請求「(претензии)」の期限の到来とは
かわりなく申出るものとする。

- ③ かかる規定の不遵守は、債権者にたいして、この者に帰属す
る請求権の喪失を招来する。

第五五条 相続財産の保全

- ① 相続開始地の公証役場―公証役場のない地方にあつては勤労
者代議員地方ソビエト執行委員会―は、国家・相続人・負担の受
益者および債権者の利益のため必要が生じた場合には、相続財
産保全の措置を講ずる。

- ② 相続財産の保全はすべての相続人による相続の承認まで継続
される。ただし相続が承認されない場合には、相続の承認のた
めにさだめられた期間の満了まで継続される。

第五五六条 相続財産の保管者または後見人の任命

相続財産の構成中に管理を必要とする財産（住宅その他）が
ある場合、および、相続の承認以前に被相続人の債権者によつ
て訴が提起された場合には、公証役場は財産の保管者を任命す
る。ただし、公証役場のない地方においては勤労者代議員地方
ソビエト執行委員会が「当該の」財産につき後見人を任命する。

第五七条 相続権についての証明書の交付

- ① 相続をなすべき相続人は相続開始地の公証役場にたいして、
相続権についての証明書の交付を申請することができる。

- ② 相続財産が国家に移転する場合（第五二条）においても、同
一の手続きにより相続権についての証明書が交付される。

第五八条 相続権についての証明書の交付期間

- ① 相続権についての証明書は、相続開始の日から六カ月を経過
したのちに相続人にたいして交付される。

- ② 証明書の交付につき申立「書を提出し」ている者を除いて他に
相続人がないことにつき公証役場において資料が存する場合に
は、「前項の」証明書は、法定相続たると遺言相続たるとを問わず
相続開始の日から六カ月の経過をまたずして交付され得る。

- ③ 相続にかんする国家の権利についての証明書は相続開始の日
から六カ月を経過する以前には交付されない。

第五九条 相続財産の分割

- ① 相続財産の分割は相続を承認した相続人の合意にもとづき、
各々の受くべき持分にしたがって行われる。合意のととのわな
い場合には、分割は裁判手続により行われる。

- ② 懐胎中であるがまだ出生していない相続人が存する場合に

資料

は、相続人は当該の者の受くべき持分を分離し〔残余部分についてのみ相続財産の分割を行うことができる。まだ出生していない相続人の利益保護のために、後見および保佐機関の代表者が分割に参加すべく召喚されなければならない。〕

第五六〇条 コルホーズ農家世帯における相続

① コルホーズ（個人農）農家世帯の構成員の死亡の場合には、農家世帯の財産については相続は開始しない。

② コルホーズ（個人農）農家世帯の構成員の死亡ののちにおいて農家世帯の他の構成員が残存しない場合には、農家世帯の財産について本編の規定が適用される。

第五六一條 死後における自己の預金についての預金者の指示

① 国家労働貯金局およびソビエト連邦国立銀行に預金を有する市民は、貯金局または銀行に対して、自己の死亡の場合に任意の者または国家に〔これを〕交付する旨の指示をなす権利を有する。

② 前項の場合には、預金は相続財産を構成するものとはならず、また、これにたいしては本編の規定は適用されない。

③ 預金者の特別の指示により、〔当該の者の〕死亡の場合に国家労働貯金局およびソビエト連邦国立銀行の預金を処分する手続

きは当該の信用施設の定款、および、一定の手続きによって制定された規定により定められる。

④ 預金者が貯金局、および銀行に対して指示をなさない場合には、預金者の死亡に際して、当該の預金は本編の規定により一般原則にもとづき相続人に移転する。